

養育費の受け取りを支援します

養育費は、子どもの生活と健やかな成長のためにきわめて重要な権利です。ひとり親の方が、養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、債務名義(※)の取得にかかる費用と保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかる費用を補助します。

※**債務名義とは**、養育費を請求する権利を定めた公正証書(強制執行認諾約款付きに限る)、調停調書、審判書、判決書、和解調書等をいいます。

①公正証書等の作成費用の補助



対象となる費用は...

養育費の取決め(債務名義)のための書類作成費用、家庭裁判所での調停や裁判に必要な収入印紙代・添付書類の取得費用などを補助します。

(上限3万円)

対象者は...

函館市に居住し、お子さんを扶養しているひとり親の方で、以下の要件を全て満たす方です。

- ①令和4年4月1日以降に養育費の取決めにかかる費用を負担したこと
- ②養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ③過去にこの補助金を受けていないこと

②養育費保証契約の保証料の補助



対象となる費用は...

保証会社と養育費保証契約を締結した場合、初回保証料を補助します。

(上限5万円)

対象者は...

函館市に居住し、お子さんを扶養しているひとり親の方で、以下の要件を全て満たす方です。

- ①令和4年4月1日以降に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ②養育費保証契約にかかる費用を負担したこと
- ③養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ④過去にこの補助金を受けていないこと

裏面へ

★ 必要書類 ★

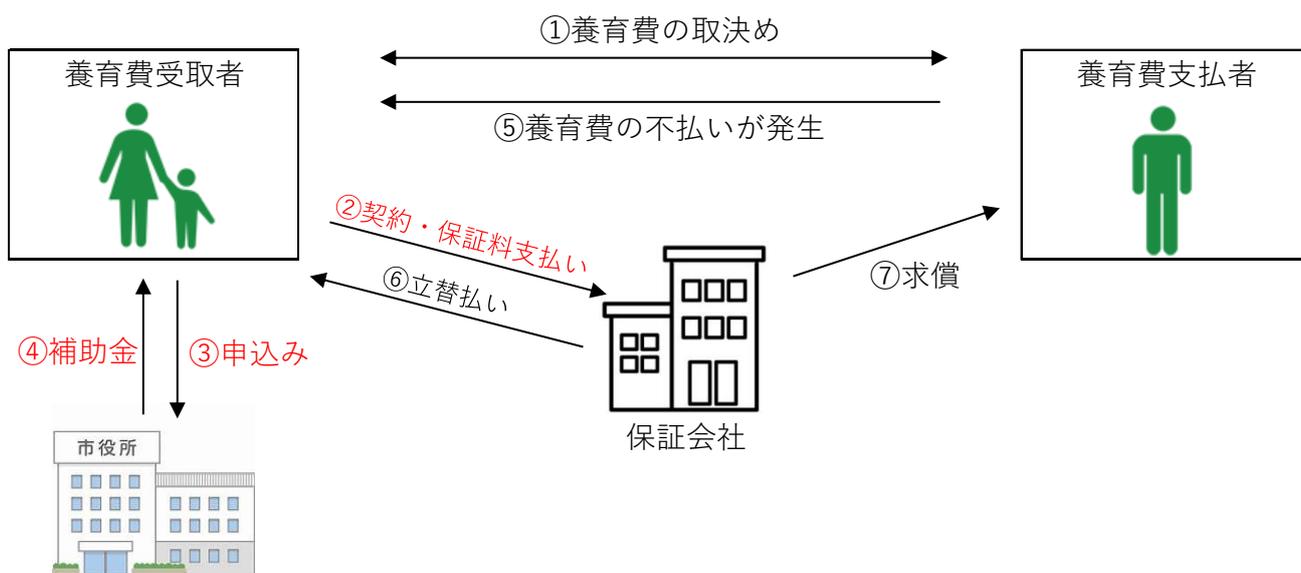
【公正証書等の作成費用の補助】

- ①申請者および扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票(※公簿等によって確認することができる場合は添付書類を省略することができます。)
- ②補助の対象となる経費の領収書(領収書宛名が申請者であるもの)
- ③養育費の取決めが確認できる債務名義

【保証契約の保証料の補助】

- ①申請者および扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票(※公簿等によって確認することができる場合は添付書類を省略することができます。)
- ②補助の対象となる経費の領収書(領収書宛名が申請者であるもの)
- ③養育費の取り決めが確認できる債務名義
- ④保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のもの)

※基本的な養育費保証契約の補助のイメージ



★まずはご相談ください

問い合わせ・相談先は...

【ひとり親家庭サポート・ステーション】

本庁舎(東雲町4番13号)

TEL 0138-21-3193

亀田支所(美原1丁目26番8号)

TEL 0138-86-7100

メール

boshi-jyosei@city.hakodate.hokkaido.jp

